

電子契約 事業者向け説明会

令和5年3月2日(木) 10:00～

阿南町役場総務課 企画財政係

電話:0260-22-2141 FAX:0260-22-2576

E-mail:soumu@town.anan.nagano.jp

電子契約導入の目的

- ・庁内、地域のDX推進
- ・契約相手方のコスト削減(印紙不要)
- ・契約締結の時間短縮
- ・文書管理の効率化(押印省略・データ管理)

導入時期・対象とする契約

【導入時期】

令和5年4月1日以降を契約日とする契約から

【対象とする契約】

町の締結する契約のうち、次の契約を対象とします

公共工事請負契約、公共工事に係る委託契約、売買契約、売買単価契約、賃貸借契約 委託契約、請負契約等

※ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約及び自動更新条項付契約等を除く

契約業務フロー

1 契約相手方決定・電子契約利用意向確認(町→受注者)

2 電子データ提出(受注者→町)

契約書データ・利用申出書データを提出する

3 提出された電子データにより決裁、電子契約システムへのアップロード(町)

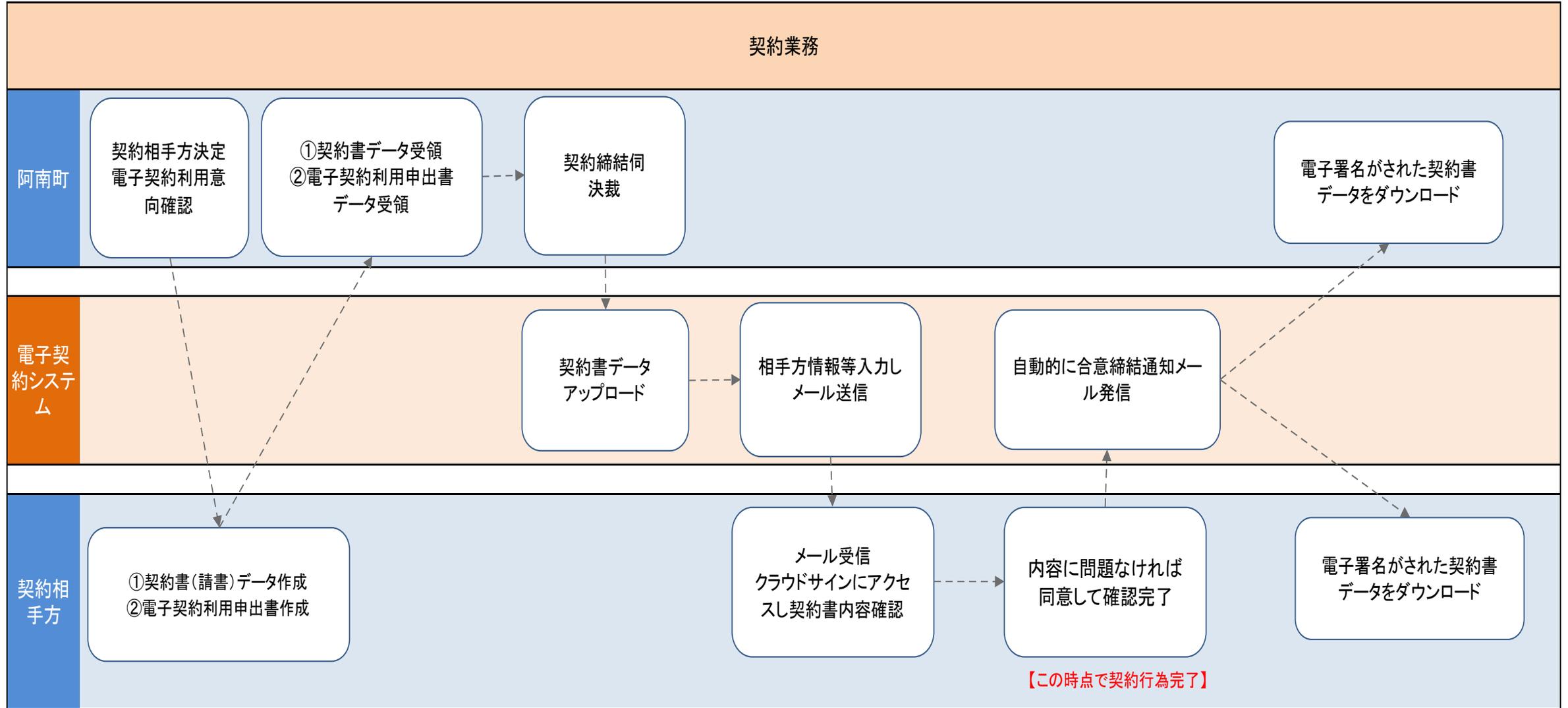
4 システムからメール送信(システム→受注者)

5 受信メールからクラウドサインにアクセスし、契約書の内容確認(受注者)

6 内容に問題なければ同意し、契約行為完了(受注者)

7 合意締結メール受信、メールまたはシステムから契約書データダウンロード(町・受注者)

業務フロー図



電子契約利用申出書

阿南町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に利用するメールアドレス等は、次のとおりです。

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

※契約締結権限者の役職及び氏名、契約締結に利用するメールアドレスを記載してください。

阿南町長 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(個人の場合は氏名)

【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ※ メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※ 日付は作成日を記載してください。
- ※ メールアドレスに変更があった場合、変更後のメールアドレスを記載してください。
- ※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等